

校区自治会活動推進補助金の見直しについて

(1) 掲示板・防犯カメラ・防犯灯等を設置した場合の提出資料追加

補助金を活用して掲示板・防犯カメラ・防犯灯等の工作物を新たに設置した場合は、「設置に係る許可を得ていることを証する書類」の提出が必要です。令和 8 年度実績報告のときに一緒に提出してください。

※設置に係る許可を得ていることを証する書類とは

(例)・道路占用許可証

- ・関西電力、NTT との共架（添架）に係る個別契約書
- ・土地の賃貸借（使用貸借）契約書

(2) 補助金を活用せず設置した防犯カメラも補助金の対象に変更

自治会が全額負担して設置した防犯カメラについて、「堺市防犯カメラ設置補助基準」を満たしている場合は、維持管理費に校区自治会活動推進補助金を充当できるよう運用を変更します。初めて補助金を充当する場合は、新規設置の場合と同様に、撮影画像や設置場所が確認できる資料等を令和 8 年度実績報告のときに一緒に提出してください。